

別紙第1号様式

平成28年9月13日

国立大学法人信州大学理事（研究担当（統括管理責任者）） 殿

## 異議申立てを行う者

(所属)

(住所)

(氏名)

## 異 議 申 立 書

信州大学の研究活動における不正行為の防止等に関する規程（平成19年信州大学規程第154号）第29条第6項に基づき、信州大学が平成28年9月1日付け信大研第6125号により私宛に通知した調査委員会委員に関する事項について、下記のとおり異議申立てを行います。

## 記

- 1 上記通知を受けた日（上記通知があったことを知った日） 平成28年9月2日
- 2 異議申立ての趣旨  
大島伸一、錫村明生、堀田知光、宮武伸一を調査委員会委員に指名することに対し、異議を申し立てる。
- 3 異議申立ての理由  
別紙参照。

## 備考

1. 異議申立てを行うことができる期間は、上記通知を受けた日（上記通知があったことを知った日）から起算して14日以内とする。
2. 異議申立てを行う者が、法人その他社団・財団等の団体である場合は、所属の欄に異議申立てを行う団体の名称を、住所の欄に事務所の所在地及び代表者の住所の双方を、氏名の欄に代表者の氏名をそれぞれ記入し、代表者が捺印すること。
3. 異議申立ての趣旨及び異議申立ての理由の欄は、できるだけ詳細に記入することとし、この様式中に記入しきれない場合に限り「別紙参照」と記入した上で、別紙を用いて記入することができる。

## 異議申立ての理由

1. 今回指名された調査委員会委員は、医学専門家4名、法学専門家1名であるところ、本調査の対象となる研究の内容からすれば、仮に法学専門家1名を指名するのであれば、その他の4名の専門家は、以下①～④のような構成にすべきと考える。

① マウスを用いた脳科学研究に関する専門的知識を有する医学専門家

② 免疫学（特に神経免疫学）に関する専門的知識を有する医学専門家

③ 人類遺伝学（遺伝統計学を含む）に関する専門的知識を有する医学専門家

④ 神経病理学（特に免疫染色法を用いた研究）に関する専門的知識を有する医学専門家

2. 大島伸一氏は、泌尿器科領域一般・腎移植に関する専門的知識を有していると認められるが、上記①～④に関する専門的知識を有しているとは認められない。

堀田知光氏は、血液内領域一般、特に悪性リンパ腫に関する専門的知識を有していると認められるが、上記①～④に関する専門的知識を有しているとは認められない。

宮武伸一氏は、脳外科領域一般及び放射線による腫瘍治療に関する専門的知識を有していると認められるが、上記①～④に関する専門的知識を有しているとは認められない。

また、本件では、純粋な基礎研究の問題であるため、現場の実験状況をよく理解できる基礎研究者である必要があり、現場で実験を行っている現役の基礎研究者が最低一名、できれば半数は入っている必要がある。しかしながら、この3名はすべて現役どころか研究現場を離れて久しい定年後の専門家でありその意味でも不相当である。

よって、大島伸一氏、堀田知光氏、宮武伸一氏を調査委員会委員に指名することは、本調査の対象となる研究の内容からみて妥当ではなく、異議を申し立てる。

3. 錫村明生氏は、神経免疫領域においては有名な学者であるが、池田修一氏と同じ下記「免疫性神経疾患に関する調査研究班」に属しており、池田修一氏の研究内容の信頼性に関し、直接の利害関係があることから（同規程29条2項）、委員として妥当ではない。

<http://www.nanbyou.or.jp/entry/3046>

4. 以上のとおり、大島伸一氏、錫村明生氏、堀田知光氏、宮武伸一氏を調査委員会委員に指名することは妥当でなく、異議を申し立てる。上記記載の内容は、本日現在において判明したものである。現在、これら四氏の妥当性に関しさらに調査中であり、平成28年9月28日までに、これら四氏に関し、調査委員会委員に指名することの妥当性に関し、新たな事実が判明した場合には、別途異議申立ての理由を追加する予定であり、本件異議申立てに関する判断は、それまで留保されるよう求める次第である。

以上